明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件（国家公安委五三）　二
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同五四）　三
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同五五）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務四〇一）　四
○出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（同四〇二）　四
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録事項の変更に関する件（文部科学一七五）　五
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録事項の変更に関する件（同一七六）　五
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働三七五）　六
○放射性医薬品基準の一部を改正する件（同三七六）　六
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（同三七七）　一〇
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（同三七八）　一〇
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同三七九）　一二
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（同三八〇）　一三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同三八一）　一九
○難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件（同三八二）　二三
○特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじら）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（農林水産二三五二）　二三
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同二三五三）　二三
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（同二三五四）　二四
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同二三五五）　二九
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同二三五六）　三〇
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（経済産業二一一）　三一
○外国人起業活動促進事業に関する告示の一部を改正する告示（同二一二）　四〇
○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（国土交通一三八九）　四三
○船舶による危険物の運送基準等を定める告示等の一部を改正する告示（同一三九〇）　五五
○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示（同一三九一）　六六
○低騒音型建設機械の指定に関する件（同一三九二）　九九
○低振動型建設機械の指定に関する件（同一三九三）　一〇一
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同一三九四）　一一二
○二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示の一部を改正する告示（同一三九五）　一一二
○長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件（同一三九六）　一一二

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同一三九七）　一三
○船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件（同一三九八）　一三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同一三九九）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同一四〇〇）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同一四〇一）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく型式指定をした件（同一四〇二）　一四
○航路標識に関する件
（海上保安庁五八、五九）
○霧島錦江湾国立公園、丹沢大山国定公園及び厚岸霧多布昆布森国定公園の指定植物を指定する件（環境八二）　二六

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和六年度令和六年十月分）（財務省）　三六